

鳥羽市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月15日

鳥羽市監査委員 村林 守

鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

監査の種類	平成30年度 公の施設の指定管理者監査	
監査実施期間	平成31年1月9日～2月6日	
結果区分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課 社会教育係	指定管理料の積算について〔検討事項〕 平成29年度と平成30年度の指定管理委託業務設計書を確認したところ、自主事業に係る経費が計上されている一方で、仕様書等に基づく管理に必要なと思われる経費が積算されていなかった。指定管理業務の実情を把握したうえで次期の指定管理料の見直しを検討されたい。	平成31年度の指定管理委託業務の設計から、仕様書等に基づき、保険料等の必要経費についても積算します。